協議事項第 29 号

立山町公共交通活性化協議会規約の一部改正について

立山町公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

令和８年 11 月５日提出

立山町公共交通活性化協議会
会　長　髙　橋　愛　典

別表第１（第４条関係）中「

区分	構成員	
		委員
第４条第１項第２号	富山地方鉄道株式会社	専務取締役

」を「

区分	構成員	
		委員
第４条第１項第２号	富山地方鉄道株式会社	

」に改める。

附　則

この規程は、令和８年 11 月５日から施行する。

協議事項第 29 号

立山町公共交通活性化協議会規約　新旧対照表

○　立山町公共交通活性化協議会規約

現　行

別表第１（第４条関係）

区分	構成員	委員
第４条第１項第１号	立山町	副町長
第４条第１項第２号	富山地方鉄道株式会社	専務取締役
	公益社団法人富山県バス協会	専務理事
	富山県タクシー協会	専務理事
	富山県富山土木センター 立山土木事務所	所長
第４条第１項第３号	富山県上市警察署地域交通課	課長
第４条第１項第４号	近畿大学経営学部教授　髙橋　愛典	
第４条第１項第５号	「釜ヶ淵驛」をよくする会	
	立山町区長会	会長
	公募委員	
	社会福祉法人立山町社会福祉協議会	会長
	立山舟橋商工会	女性部長
	富山県交通運輸産業労働組合協議会	議長
	一般社団法人立山町観光協会	副会長
	富山県立雄山高等学校	校長
	立山区域 PTA 連合会	

改正後（案）

別表第１（第４条関係）

区分	構成員	委員
第４条第１項第１号	立山町	副町長
第４条第１項第２号	富山地方鉄道株式会社	
	公益社団法人富山県バス協会	専務理事
	富山県タクシー協会	専務理事
	富山県富山土木センター 立山土木事務所	所長
第４条第１項第３号	富山県上市警察署地域交通課	課長
第４条第１項第４号	近畿大学経営学部教授　髙橋　愛典	
第４条第１項第５号	「釜ヶ淵驛」をよくする会	
	立山町区長会	会長
	公募委員	
	社会福祉法人立山町社会福祉協議会	会長
	立山舟橋商工会	女性部長
	富山県交通運輸産業労働組合協議会	議長
	一般社団法人立山町観光協会	副会長
	富山県立雄山高等学校	校長
	立山区域 PTA 連合会	

協議事項第 29 号

	立山町交通指導員会	
第４条第１項第６号	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課	課長
	国土交通省北陸信越運輸局 富山運輸支局	首席運輸企画専門官 （企画調整担当）
	富山県交通政策局地域交通･新幹線政策室	室長
	立山町教育委員会	教育長

	立山町交通指導員会	
第４条第１項第６号	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課	課長
	国土交通省北陸信越運輸局 富山運輸支局	首席運輸企画専門官 （企画調整担当）
	富山県交通政策局地域交通･新幹線政策室	室長
	立山町教育委員会	教育長